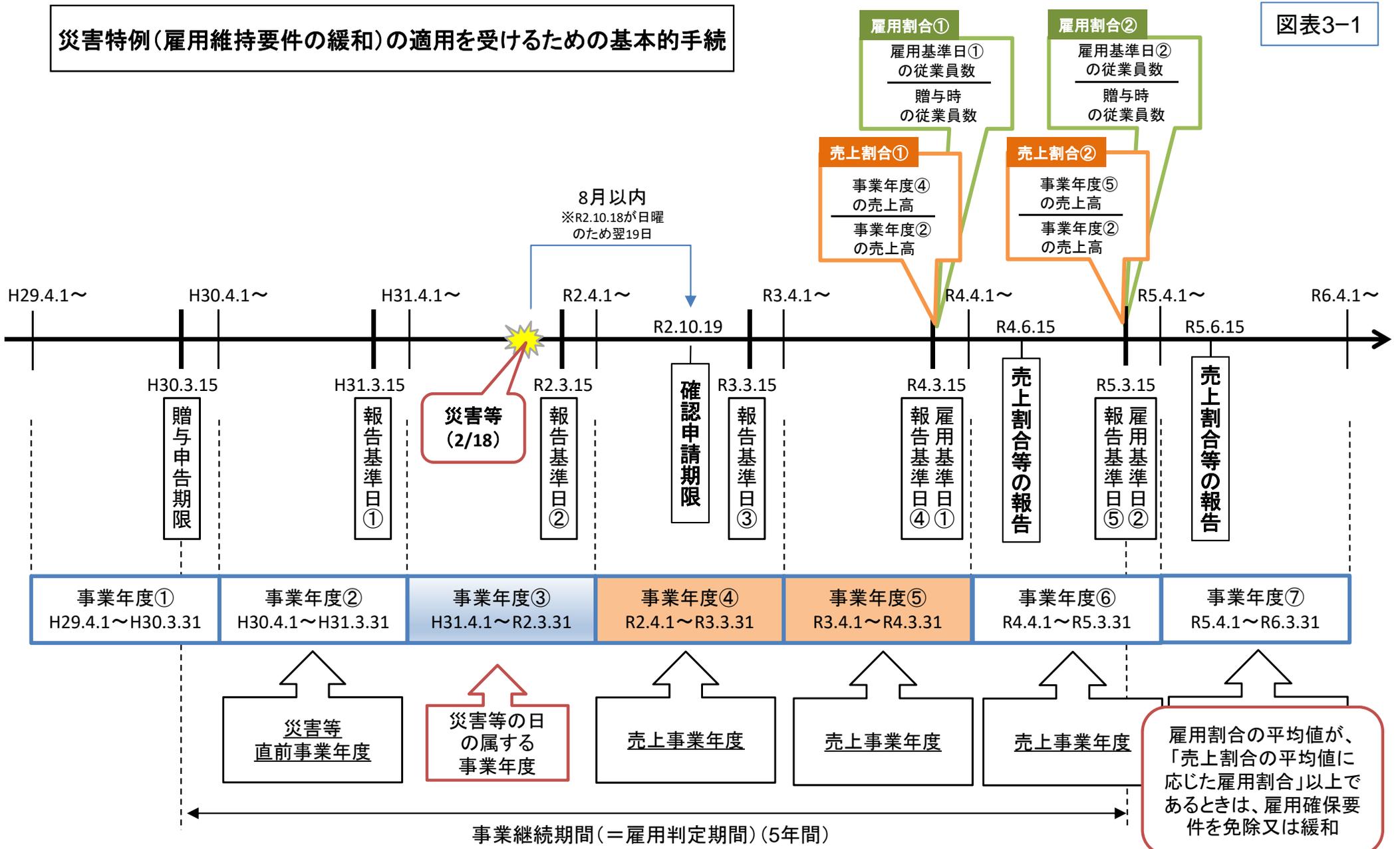


災害特例(雇用維持要件の緩和)の適用を受けるための基本的手続



(売上割合の平均値)

売上割合①+売上割合②
雇用判定期間の末日までに終了する 売上事業年度の数(=2)

(売上割合の平均値に応じた維持すべき雇用割合)

売上割合の平均値	維持すべき雇用割合
70%未満	零(雇用要件の免除)
70%以上~100%未満	40%(雇用要件の緩和)
100%以上	80%

(雇用割合の平均値)

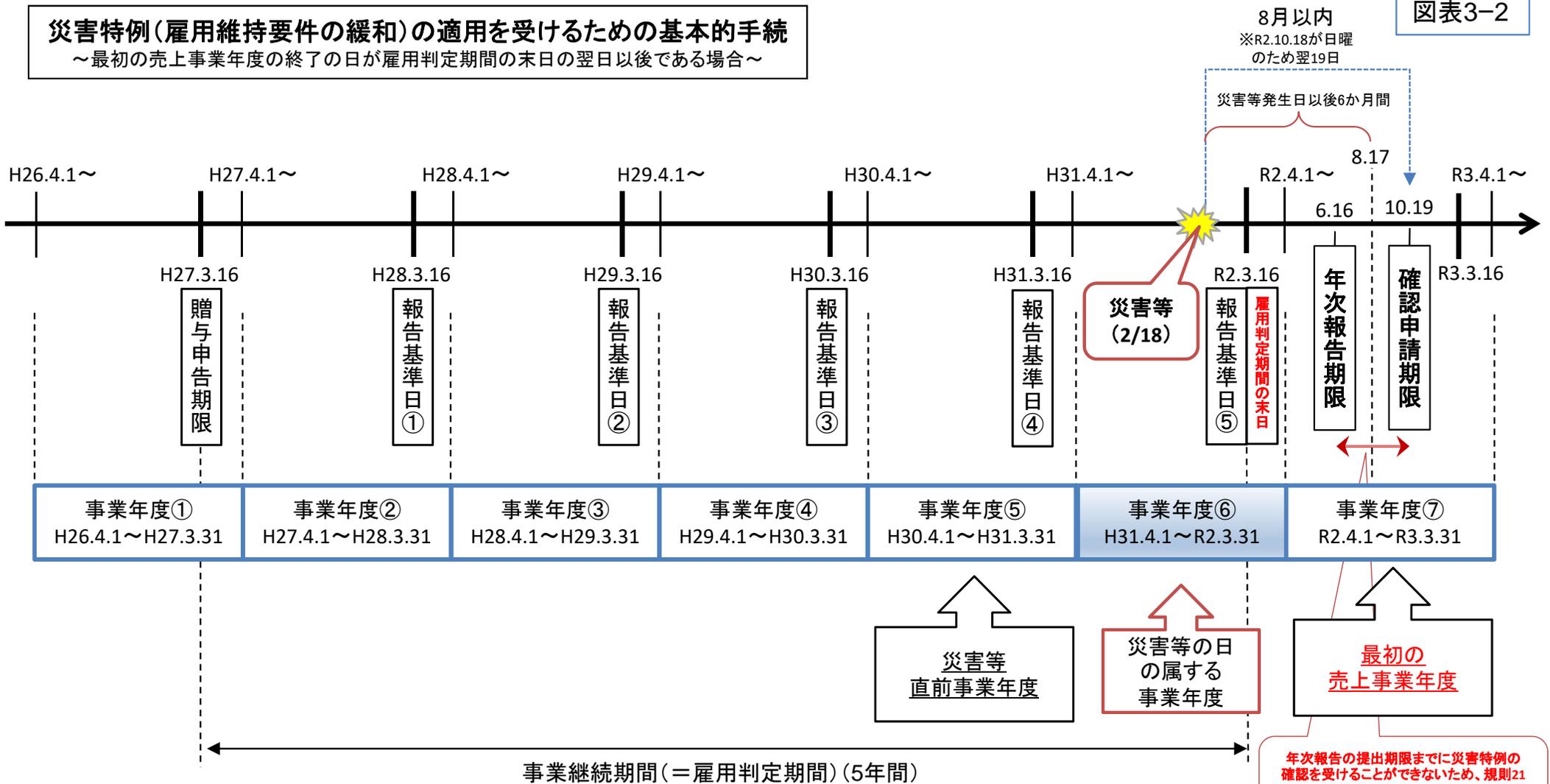
雇用割合①+雇用割合②
雇用判定期間の末日までに終了する 売上事業年度に係る雇用基準日の数(=2)

≤

図表3-2

災害特例(雇用維持要件の緩和)の適用を受けるための基本的手続

～最初の売上事業年度の終了の日が雇用判定期間の末日の翌日以後である場合～



年次報告の提出期限までに災害特例の確認を受けることができないため、規則21条により、年次報告の提出期限を確認申請期限まで延長することができます。

(売上割合の平均値)

最初の売上事業年度の終了の日が雇用判定期間の末日の翌日以後である場合、次の割合を売上割合の平均値とする。

$$\frac{\text{災害等発生日以後6月間の売上高}}{\text{前年同期間の売上高}}$$

(売上割合の平均値に応じた維持すべき雇用割合)

売上割合の平均値	維持すべき雇用割合
70%未満	零(雇用要件の免除)
70%以上~100%未満	40%(雇用要件の緩和)
100%以上	80%

≦

(雇用割合)

最初の売上事業年度の終了の日が雇用判定期間の末日の翌日以後である場合、次の割合を雇用割合とする。

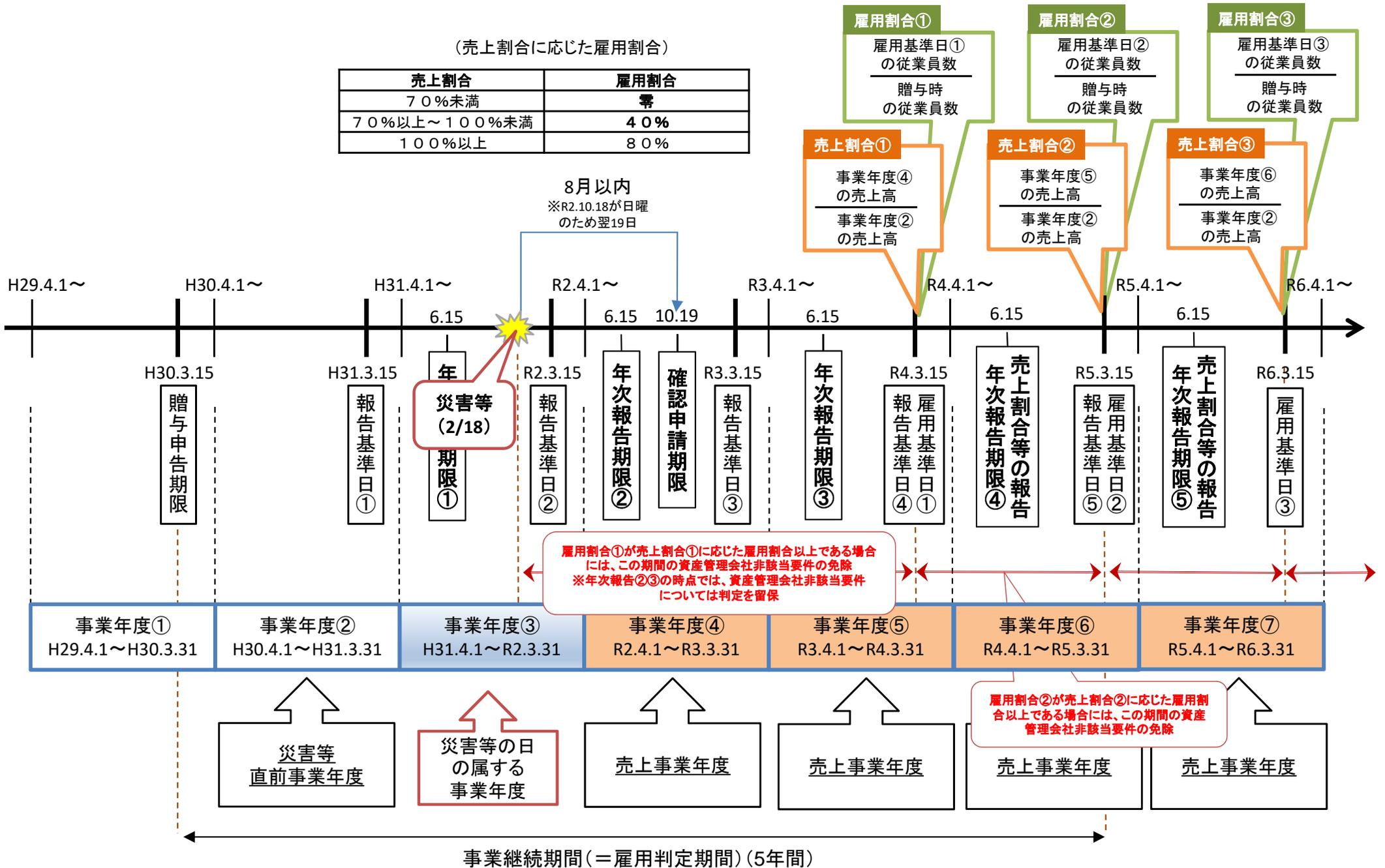
$$\frac{\text{雇用判定期間末日の従業員数}}{\text{贈与時の従業員数}}$$

災害特例(資産管理会社非該当免除)の適用を受けるための基本的な手順

図表5-1

(売上割合に応じた雇用割合)

売上割合	雇用割合
70%未満	零
70%以上～100%未満	40%
100%以上	80%

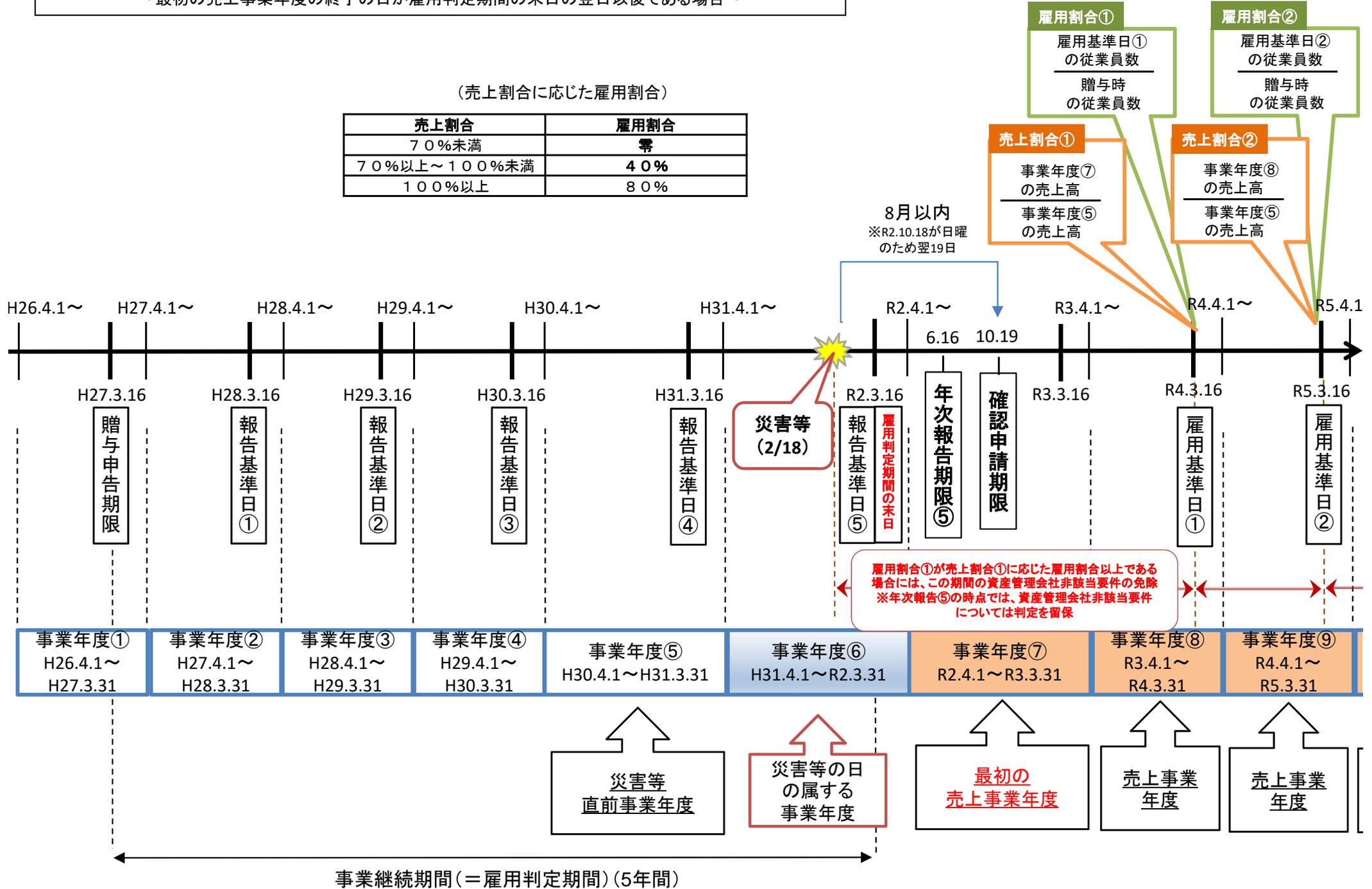


災害特例(資産管理会社非該当要件の免除)の適用を受けるための基本的な手順

～最初の売上事業年度の終了の日が雇用判定期間の末日の翌日以後である場合～

(売上割合に応じた雇用割合)

売上割合	雇用割合
70%未満	零
70%以上～100%未満	40%
100%以上	80%



雇用割合①
雇用基準日①
の従業員数
贈与時
の従業員数

雇用割合②
雇用基準日②
の従業員数
贈与時
の従業員数

売上割合①
事業年度⑦
の売上高
事業年度⑤
の売上高

売上割合②
事業年度⑧
の売上高
事業年度⑤
の売上高

8月以内
※R2.10.18が日曜
のため翌19日

雇用割合①が売上割合①に応じた雇用割合以上である
場合には、この期間の資産管理会社非該当要件の免除
※年次報告⑤の時点では、資産管理会社非該当要件
については判定を留保

災害等
直前事業年度

災害等の日
の属する
事業年度

最初の
売上事業年度

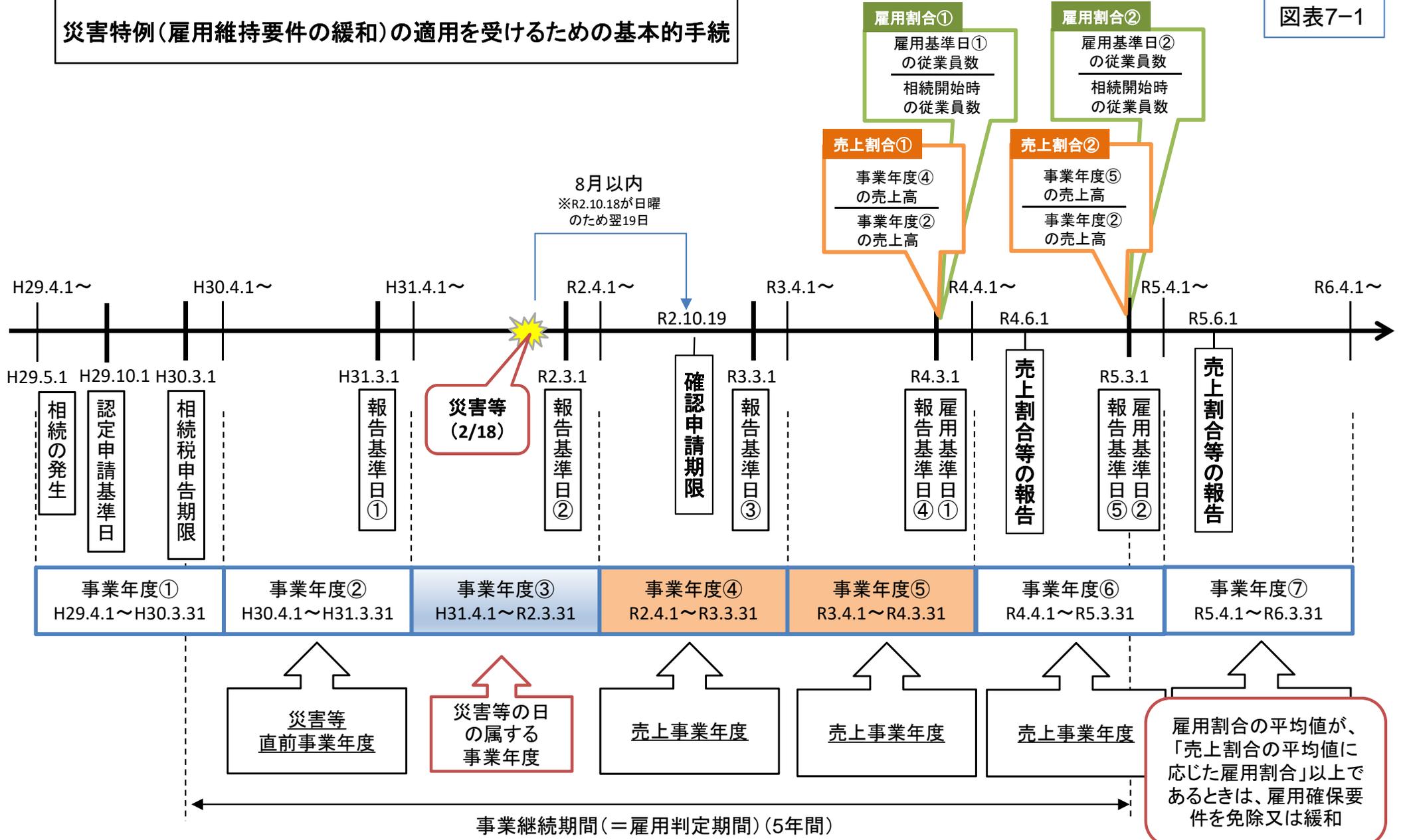
売上事業
年度

売上事業
年度

事業継続期間(=雇用判定期間)(5年間)

図表7-1

災害特例(雇用維持要件の緩和)の適用を受けるための基本的手続



(売上割合の平均値)

売上割合①+売上割合②
雇用判定期間の末日までに終了する 売上事業年度の数(=2)

(売上割合の平均値に応じた維持すべき雇用割合)

売上割合の平均値	維持すべき雇用割合
70%未満	零(雇用要件の免除)
70%以上~100%未満	40%(雇用要件の緩和)
100%以上	80%

(雇用割合の平均値)

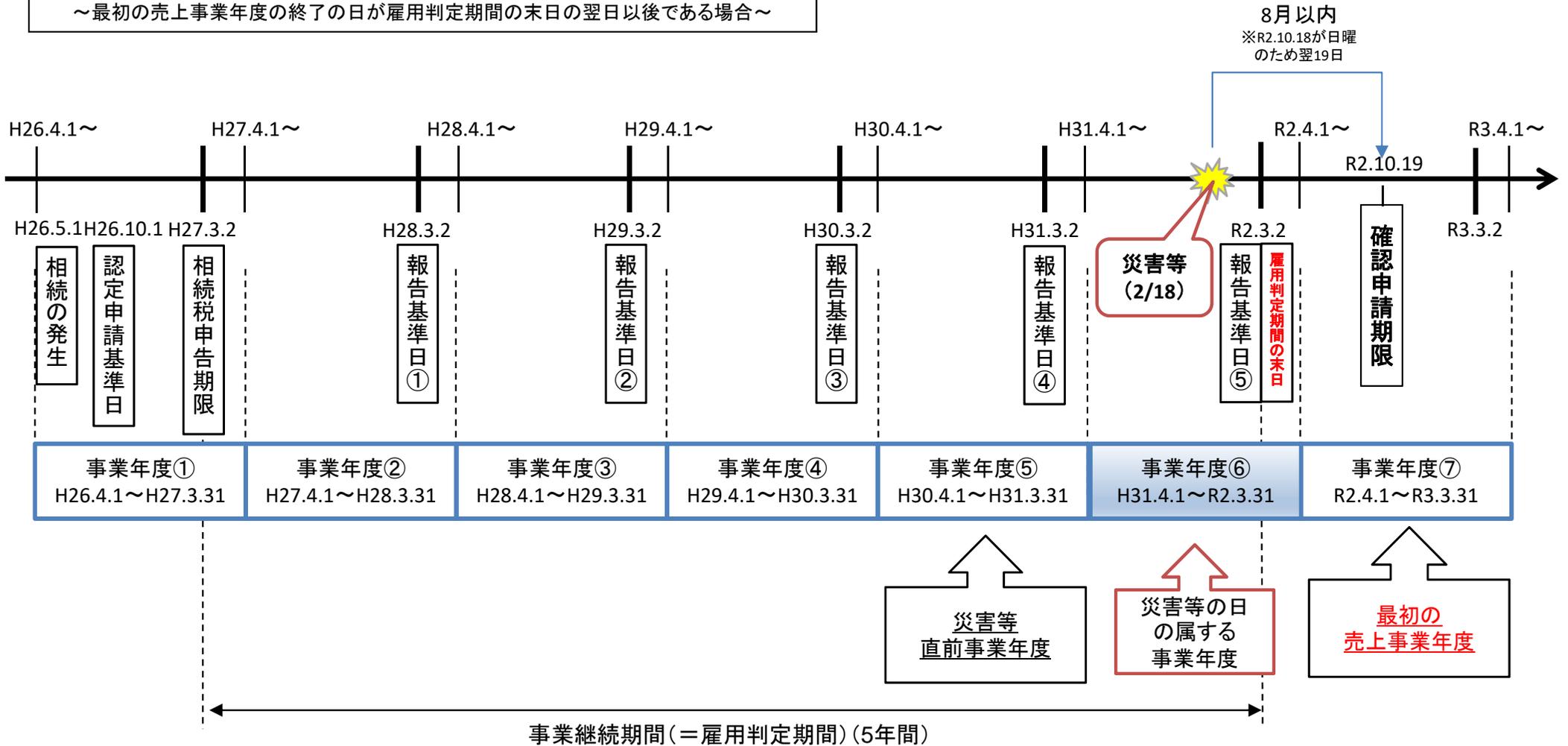
雇用割合①+雇用割合②
雇用判定期間の末日までに終了する 売上事業年度に係る雇用基準日の数(=2)

≤

図表7-2

災害特例(雇用維持要件の緩和)の適用を受けるための基本的手続

～最初の売上事業年度の終了の日が雇用判定期間の末日の翌日以後である場合～



(売上割合の平均値)

最初の売上事業年度の終了の日が雇用判定期間の末日の翌日以後である場合、次の割合を売上割合の平均値とする。

$$\frac{\text{災害等発生日以後6月間の売上高}}{\text{前年同期間の売上高}}$$

(売上割合の平均値に応じた維持すべき雇用割合)

売上割合の平均値	維持すべき雇用割合
70%未満	零 (雇用要件の免除)
70%以上～100%未満	40% (雇用要件の緩和)
100%以上	80%

(雇用割合)

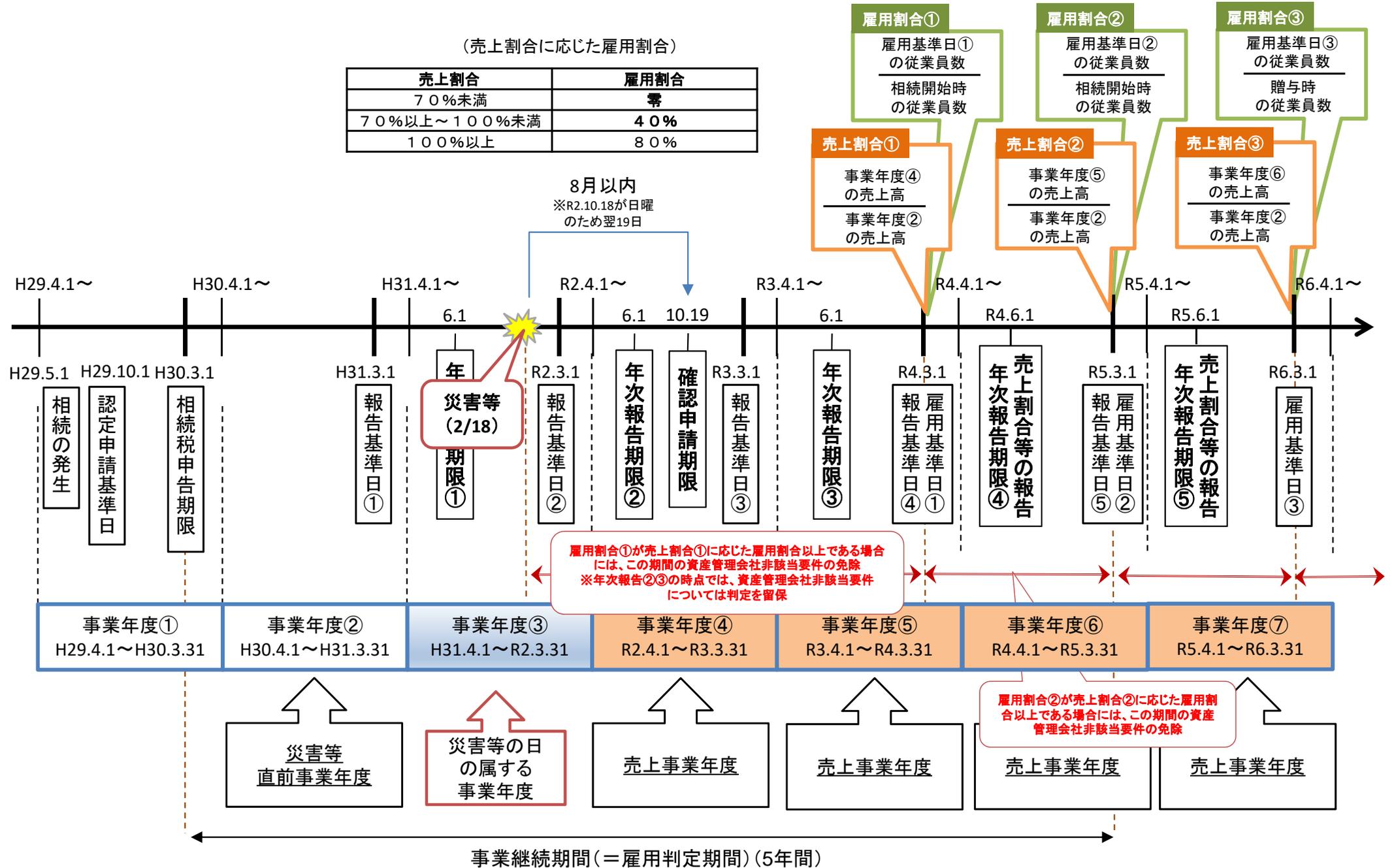
最初の売上事業年度の終了の日が雇用判定期間の末日の翌日以後である場合、次の割合を雇用割合とする。

$$\frac{\text{雇用判定期間末日の従業員数}}{\text{相続開始時の従業員数}}$$

≤

災害特例(資産管理会社非該当免除)の適用を受けるための基本的な手順

図表9-1



図表9-2

災害特例(資産管理会社非該当要件の免除)の適用を受けるための基本的手続

～最初の売上事業年度の終了の日が雇用判定期間の末日の翌日以後である場合～

